

2025 年 4 月 30 日

各 位

株式会社フジテレビジョン
株式会社フジ・メディア・ホールディングス

「第三者委員会調査報告書受領に関するお知らせ」の一部訂正について

当社及び株式会社フジ・メディア・ホールディングスは、2025 年 3 月 31 日付の「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて、第三者委員会による調査報告書を公表いたしました。が、第三者委員会より記載内容について一部訂正がある旨報告を受けましたので、お知らせいたします。

具体的な訂正箇所は、下記のとおりであり、併せて下記の訂正を反映した調査報告書を開示いたします。

頁数、該当箇所		誤（要訂正箇所に下線）	正
公表版			
3 頁	第 1 章第 5.1 の表 第 10 回	<u>3025 年</u>	2025 年
11 頁	上から 5 行目	「本事案が発生した第 83 期における当社の社内常勤役員（取締役、監査等委員、監査役）は次のとおりであった。」	「本事案の発生日（2023 年 6 月 2 日）が属する事業年度である第 83 期における当社の社内常勤役員（取締役、監査等委員、監査役）は次のとおりであった。」
11 頁	表 2 行目（嘉納修治氏）×「氏名」列	<u>嘉納修治</u>	宮内正喜
11 頁	表 2 行目（嘉納修治氏）×「FMH」列	代表取締役会長 <u>※2025 年 1 月 27 日辞任</u>	代表取締役会長
11 頁	表 2 行目（嘉納修治氏）×「CX」列	代表取締役会長 <u>※2025 年 1 月 27 日辞任</u>	代表取締役会長
11 頁	表 5 行目（深水	<u>常務取締役</u>	取締役

頁	良輔氏) × 「FMH」列		
11 頁	表 15 行目 (矢 延隆生氏) × 「CX」列	<u>専務取締役</u>	取締役
11 頁	表 19 行目 (石 原正人氏) × 「CX」列	<u>常務取締役</u>	取締役
11 頁	表 直下	「また第 83 期における FMH 社外取締役の出自及び FMH と の利害関係は次のとおりであつ た。」	「また本事案の発生日 (2023 年 6 月 2 日) 以降の FMH 社外取締 役の出自及び FMH との利害関係 は次のとおりであつた。」
12 頁	表 2 行目 (齋藤 清人氏)	該当箇所の右欄に「正」に記載 した内容を追記。	(3 点目として) 「2024 年 6 月 26 日に FMH 社外取 締役に就任。」
12 頁	表 7 行目 (吉田 真貴子氏)	該当箇所の右欄に「正」に記載 した内容を追記。	(5 点目として) 「2024 年 6 月 26 日に FMH 社外取 締役に就任。」
30 頁	第 3 章第 4. 1. (4) 第四段落の 1 行 目	「しかし、 <u>同月</u> 10 日頃、女性 A は健康相談室を訪れて…」	「しかし、同年 7 月 10 日頃、女 性 A は健康相談室を訪れて…」
58 頁	第 3 章第 5. 2. (2) カ(オ)第一段落 1 行目	「ビジネスと人権、ハラスメン ト、リスクマネジメント、PTSD を発症するような <u>暴力</u> の被害者 支援の専門家の助言も受けるこ ともなかった。」	「ビジネスと人権、ハラスメン ト、リスクマネジメント、PTSD を発症するような性暴力の被害者支 援の専門家の助言も受けることも なかった。」
59 頁	第 3 章第 5. 2. (2) カ(オ)第二段落 5 行目	「PTSD を発症した <u>暴力</u> による被 害者支援に専門性を持つ臨床心 理士・公認心理師等の起用が適 切である。」	「PTSD を発症した性暴力による被 害者支援に専門性を持つ臨床心理 士・公認心理師等の起用が適切で ある。」
62 頁	第 4 章第 1. 1. (1) 第三段落 2 行目	「… <u>2025 年</u> 10 月 12 日には、 …」	「…2024 年 10 月 12 日には、…」
66 頁	第 4 章第 1. 2. (2) 第四段落 4 行目	「また、同日、M 氏の自宅にも スポーツニッポンの記者からの 直撃取材があり…」	「また、同日、M 氏の自宅にも記 者からの直撃取材があり…」
92 頁	第 4 章第 2. 3. (4) イ第一段落 3 行 目	「FMH 及び CX 取締役にて」	「FMH 及び CX 取締役会にて」
93	第 4 章第 2. 3. (4)	「 <u>会見</u> を別室で見っていた遠藤副	「社員説明会を別室で見っていた遠

頁	エ第四段落 1 行目	会長は、	藤副会長は、
143 頁	第 5 章第 4. 1. (1) 下から 2 行目	「B 氏は R 氏に対し、前日、「17 時 45 分に（略）1 階エレベーターホールに着いたら、j（略）まで電話してください。（略）スイートルームで飲みます。」	「B 氏は S 氏に対し、前日、「17 時 45 分に（略）1 階エレベーターホールに着いたら、j（略）まで電話してください。（略）スイートルームで飲みます。」
182 頁	第 6 章第 3 第一段落 4 行目	「上記第 1 の 2 で説明した企業と人権 <u>尊重</u> のリスクとの関係」	「上記第 1 の 2 で説明した企業と人権侵害のリスクとの関係」
207 頁	第 7 章第 1. (3) 脚注 89	「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上 <u>こ</u> <u>う</u> すべき措置等についての指針」（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号）	「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号）
262 頁	第 9 章第 1. 1. 第二段落 1 行目	「2025 年 1 月 27 日に就任した」	「2025 年 1 月 28 日に就任した」
268 頁	期間の欄	「2025/1/27～3/27」	「2025/1/28～3/27」
要約版			
14 頁	第 3 章第 4. 3. (2) カ(オ)第一段落 1 行目	「ビジネスと人権、ハラスメント、リスクマネジメント、PTSD を発症するような <u>暴力</u> の被害者支援の専門家の助言も受けることもなかった。」	「ビジネスと人権、ハラスメント、リスクマネジメント、PTSD を発症するような性暴力の被害者支援の専門家の助言も受けることもなかった。」
15 頁	第 3 章第 4. 3. (2) カ(オ)第二段落 5 行目	「PTSD を発症した <u>暴力</u> による被害者支援に専門性を持つ臨床心理士・公認心理師等の起用が適切である。」	「PTSD を発症した性暴力による被害者支援に専門性を持つ臨床心理士・公認心理師等の起用が適切である。」
46 頁	第 9 章第 1. 1 第二段落 1 行目	「2025 年 1 月 27 日に就任した」	「2025 年 1 月 28 日に就任した」

以上